

商工省

ベトナム社会主義協和国  
独立 - 自由 - 幸福

通達第 08/2013/TT-BCT 号

ハノイ、2013 年 4 月 22 日

ベトナムにおける外資系企業の商品売買および関連活動を具体的に規定する通達

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 商品売買活動および商品売買に関連する活動への投資

政令第 23/2007/ND-CP 号第 4 条 1 項第 a 号に定める条件を満たすベトナムにおける外国投資家又は外資系企業は、商業省(現、商工省)の 2007 年 5 月 21 日付決定第 10/2007/QD-BTM 号に添付の付録第 1 号に定められた商品の売買活動および商品売買に関連する活動の実施ロードマップ、投資形態及び関連法令に従い、商品売買活動および関連活動へ投資することが出来る。

### 第 2 条 商品売買活動および関連活動実施の範囲

外資系企業は、投資証明書、営業許可証、小売店設立許可証に記載されている内容および関連法令の下で、商品売買活動、関連活動を行うことができる。

### 第 3 条 輸出の実施

1. 輸出許可を所持する外資系企業は、ベトナムにおいて税務、財務に係る義務を完了した輸入品を輸出することができる。さらに、他の企業により輸入された商品を購入して当該商品を外国へ輸出することができるが、次に掲げる条件を満たさなければならない。

a) 輸出品は、輸出禁止品目、輸出一時停止品目若しくは国際条約により輸出が禁止されている商品でないこと。

b) 企業は、条件付きの輸出品に対し法律の規定に従って輸出を行う。

c) 国際条約に則った工程表の下で輸出する商品の場合、企業は定められたロードマップに従って輸出を行わなければならない。

d) 輸出品は企業が所持する輸出許可の内容に適合しなければならない。

2. 輸出許可を所持する外資系企業は、法律の規定に従って税関で輸出手続きを直接申請することができる。

3. 輸出許可を所持する外資系企業は、法律の規定に従って輸出に関わる税務、財務の支払いに責任を負う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 輸出許可を所持する外資系企業は、営業登録および輸出のための輸入許可、販売権を持つベトナム商人の商品を直接購入することができるが、ベトナムにおける購入商品を販売する店舗を設立することはできない(ベトナムの法令又はベトナムがメンバーである国際条約により定められた本政令と異なる条項がある場合を除く)。

#### 第4条 輸入の実施

1. 輸入許可を持つ外資系企業は、以下のとおり外国から商品を輸入することができる。

a) 輸入品は、輸入禁止品目、輸入一時停止品目若しくは国際条約により輸入が禁止されている商品でないこと。

b) 条件付の輸入品の場合、企業は法律の規定に従って輸入を行なわなければならない。

c) 国際条約に則った工程表の下で輸入する商品に対し、企業は定めたロードマップに従って輸入を行なわなければならない。

d) 輸入品は、企業が取得する輸入許可の内容に適合しなければならない。

2. 輸入許可を持つ外資系企業は、法律の規定に従って税関で輸入手続きを直接申請することができる。

3. 輸入許可を持つ外資系企業は、法律の規定に従って輸入に関わる税務、財務の支払いに責任を負う。

4. 輸入許可は得たが販売許可を得ていない外資系企業は、営業登録若しくはその輸入品の販売権、輸出権を持つベトナム商人にのみに販売することができる。しかし、当該外資系企業はベトナムにおいて商品の販売又は商品販売チェーン店を展開してはならない(ベトナムの法令又はベトナムが加盟する国際条約が定める条項が本政令と異なる場合を除く)。

#### 第5条 販売の実施

1. 販売許可を得た外資系企業は、次に掲げる条件の下でベトナム国内生産製品及び合法的な輸入品を販売することができる。

a) 販売品が営業禁止品目若しくは国際条約により販売を禁止されている商品でないこと。

b) 営業制限若しくは条件付の商品の場合、企業は法律に定める条件を満たさなければならない。

c) 国際条約に定めた工程表に従って販売する商品の場合、企業は定めたロードマップに従い販売を行なわなければならない。

d) 販売品は企業が取得した販売許可の内容に適合しなければならない。

2. 販売許可を得た外資系企業は、法律の規定に従って輸入に関わる税務、財務の支払いに責任を負う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 第6条 輸出加工企業の商品売買および商品売買に関連する活動の実施

1. 輸出入許可を得た輸出加工外資系企業は、本通達第3条、第4条を遵守しなければならない。
2. 販売許可を得た輸出加工外資系企業は、本通達第5条に従いベトナムにおける輸出加工企業及びその他の企業へ販売することができる。
3. 販売許可を得た外資系企業(輸出加工企業を除く)は、本通達第5条に従い輸出加工企業へ販売することができる。
4. 輸出加工企業は、法律の規定に従って、商品売買および商品売買に関連する活動を行う際には税務および財務の支払いに責任を負う。
5. 輸出加工外資系企業の商品売買および商品売買に関連する活動には輸出向け生産への投資優遇策、税務優遇策及び財務優遇策は適用されない。

## 第7条 小売店の設立

1. 一店舗目の小売店の設立は、小売活動に関する法律の規定並びに店舗を設置する省・中央直轄都市の計画に適合するものとする。
  2. 二店舗目以降の設立は、小売店舗の数、市場の安定、小売店舗を設置する県・地区の人口密度、規模等の基準に基づき、その地方の経済ニーズを調査した上で検討するものとする。
  3. 省、中央直轄市が計画する商業活動に合致し、インフラが整備された地域において500㎡未満の店舗を出店する場合は、本条第2項の適用は不要である。しかし、計画変更若しくは規定の改正によりこの規定が無効となる場合もある。
  4. 各省、中央直轄都市の人民委員会(以下省級人民委員会という)は、本条第1項、第2項の規定に基づき、小売店二店舗目設立の適合性を評価するために経済需要審査会を設置しなければならない。
  5. 経済需要審査会は、省級人民委員会、計画投資局若しくは小売店を設置する場所の経済区管理委員会、商工局および関連部局(省級人民委員会委員長の指名)の代表者で構成される。
- 他の省、中央直轄市と隣接する場所に小売店を設置する場合、経済需要審査会の構成員は、隣接する省級人民委員会の代表者を含むものとする。
6. 省級人民委員会は、経済需要審査会の検査結果に対し書面で意見を述べなければならない。当該意見は小売店設立申請書類の一部として商工省へ送付されなければならない。
  7. 二店舗目以降の設立に関する投資証明書を取得した外資系企業に本通達第7条第3項は適用されないが、政令第23/2007/ND-CP号の規定に則った小売店設立許可を得ていない場合は、本通達第19条に従い、小売店設立許可書を申請しなければならない。

## 第8条 商品売買および商品売買に関連する活動を行なうためのランチの設立

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

商品売買および商品売買に関連する活動を行なうためにブランチを設立する若しくは小売店設立におけるブランチを設立する外資系企業は、投資法、企業法、政令第 23/2007/ND-CP 号及びこの通達に準拠しなければならない。

## 第 9 条 商品売買および商品売買に関連する活動を行なうためのベトナム企業への出資又はベトナム企業の株式を購入する外国企業

外国企業の出資若しくは株式購入により商品売買および商品売買に関連する活動を行なう外資系企業傘下のベトナム企業は、政令第 23/2007/ND-CP 号及び本通達に準拠しなければならない。

### 第2章

#### 商品売買および商品売買に関連する活動の実施許可証発給の手続き

## 第 10 条 商品販売もしくは商品売買に関連する活動に係らず輸出入のみの許可証の発給

1. 輸出入事業へ投資する外国投資家は投資証明書を申請しなければならない。また、ベトナムにおける輸出入事業を追加する外資系企業は、発給された投資証明書に追加の申請をしなければならない。

a) 申請書類は以下のとおり。

- ・ 投資に関する法令に準拠する投資証明書発給、追加の審査申請書類
- ・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の条件を満たす説明書（本通達に添付の雛形 MD-6 号に従う）。
- ・ 投資家の財務能力及び輸出入業務に関わる経験の証書類。
- ・ 輸出入事業の追加を申請する外資系企業に対して、直近 2 年間の法人税に関する義務を完了している税務管理機関の証憑類。税務管理機関発行の証憑類がない又は不足している場合、企業は書面にて理由を明確に述べなければならない。

b) 管轄機関は、関連法令に従い投資証明書を発給する若しくは輸出入事業の追加のために投資証明書を修正する。新投資証明書と営業許可書は一つに統一され、投資証明書上の業務内容は、本通達に添付の雛形 HD-1 号に従う。

2. 投資証明書を取得したが、輸出入の実施内容に修正がある外資系企業は、投資証明書修正および営業許可証発給を申請しなければならない。

a) 投資証明書修正の申請書類は以下のとおり。

- ・ 投資に関する法令に準拠する投資証明書修正の審査申請書類。
- ・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の条件を満たす説明書（本通達に添付の雛形 MD-6 号に従う）。
- ・ 投資家の財務能力及び修正の申請内容に関する経験の証書類。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 輸出入の実施状況報告書(本通達に添付の雛形 BC-1号、BC-2 号、BC-3 号に従う)。
  - ・ 税務管理機関が発行した企業の直近 2 年間の法人税に関する義務が完了した証憑類。税務管理機関により発行された証憑類がない又は不足の場合、企業は書面にて理由を明確に述べなければならない。
- b) 投資証明書修正に関わる営業許可証発給の申請書類は以下のとおり。
- ・ 本条第 2 項第 a 号に定める書類
  - ・ 営業許可証発給の申請書(本通達に添付の雛形 MD-1号に従う)
- c) 管轄機関は、関連法令に従い輸出入の実施に関する投資証明書の修正または輸出入の実施に関する投資証明書の修正に関わる営業許可書の発給を行なう。営業許可書は、本通達に添付の雛形 GP-1 号に従う。また、投資証明書(営業許可証)上の業務内容は、本通達に添付の雛形 HD-1 号に従う。

## 第 11 条 商品販売もしくは商品売買に関連する活動を行なう許可証の発給

1. 商品販売もしくは商品売買に関連する活動を行なうために会社を設立する外国投資家は、投資証明書発給を申請しなければならない。

- a) 申請書類は以下のとおり。
- ・ 投資に関する法令に準拠する投資証明書発給の審査申請書類。
  - ・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の条件を満たす説明書 (本通達に添付の雛形 MD-6 号に従う)。
  - ・ 投資家の財務能力及び商品販売もしくは商品売買に関連する活動に関する経験の証書類。
- b) 管轄機関は、商工省の合意を得た上で投資証明書を発給する。投資証明書と営業許可証は統合される。
- c) 投資証明書(営業許可証)上の業務内容は、本通達に添付の雛形 HD-1 号に従う。

2. 商品販売もしくは商品の売買に関連する活動を行なう投資証明書を得た外資系企業が、商品販売もしくは商品売買に関連する活動を行なうために、その他の経済組織を設立するか、経済組織に属する案件へ投資する場合は、投資証明書発給を申請しなければならない。

- a) 申請書類は以下のとおり。
- ・ 本条第 1 項第 a 号に定める書類
  - ・ 許可された案件の商品販売もしくは商品売買に関連する活動の状況報告書(本通達に添付の雛形 BC-3 号に従う)。
  - ・ 税務管理機関が発行した企業の直近 2 年間の法人税に関する義務が完了した証憑類。税務管理機関により発行された証憑類がない又は不足の場合、企業は書面にて理由を明確に述べなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

b) 管轄機関は、商工省の合意を得た上で投資証明書発給を行なう。投資証明書と営業許可証は統合される。

c) 投資証明書上の業務内容は、本通達に添付の雛形 HD-1 号に従う。

3. 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の投資証明書を得たが、当該証明書の修正を必要とする外資系企業は、投資証明書修正若しくは投資証明書修正に関わる営業許可証発給を申請しなければならない。

a) 投資証明書修正の申請書類は以下のとおり。

- ・ 投資に関する法令に準拠する投資証明書修正の審査申請書類。
- ・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の条件を満たす説明書（本通達に添付の雛形 MD-6 号に従う）。
- ・ 投資家の財務能力及び修正の申請内容に関する経験の証書類。
- ・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の状況報告書（本通達に添付の雛形 BC-3 号に従う）
- ・ 税務管理機関が発行した企業の直近 2 年間の法人税に関する義務が完了した証憑類。税務管理機関により発行された証憑類がない又は不足の場合、企業は書面にて理由を明確に述べなければならない。

b) 投資証明書修正に関わる営業許可証発給の申請書類は以下のとおり。

- ・ 本条第 3 項第 a 号に定める書類
- ・ 営業許可証発給の申請書（本通達に添付の雛形 MD-1 号に従う）

c) 書類受領機関は、申請書類を受領した日から 3 営業日以内にその申請書類の審査を行い商工省へ送付しなければならない。申請書類に不備のある場合、書類受領機関は投資家に対し申請書類の修正、追加の提出を書面で通知しなければならない。

商工省は、上述の書類受領機関より申請書類を受領した日から 15 営業日以内に、書面にて権限範囲内における意見を述べなければならない。

投資証明書の修正のみを申請する場合、管轄機関は、商工省の合意を受けた日から 7 営業日以内に商品販売もしくは商品売買に関連する活動を行なう投資証明書を修正しなければならない。

投資証明書修正に関わる営業許可証発給を申請する場合、管轄機関は、商工省の合意を得た日から 15 営業日以内に商品販売もしくは商品売買に関連する活動の投資証明書修正に関わる営業許可証の発給を行なわなければならない（営業許可証は本通達に添付の雛形 GP-1 号に従う）。

d) 投資証明書上の業務内容は、本通達に添付の雛形 HD-1 号に従う。

## 第 12 条 商品販売もしくは商品売買に関連する活動を追加する許可証の発給

1. 取得した投資証明書に商品販売もしくは商品売買に関連する活動を追加する外資系企業は、投資証明書修正に関わる営業許可証発給を申請しなければならない。申請書類は以下のとおり。

a) 投資に関する法令に準拠する投資証明書修正の審査申請書類

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

b) 営業許可証発給の申請書類は以下のとおり。

- ・ 営業許可証発給の申請書(本通達に添付の雛形 MD-1号に従う)
- ・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の条件を満たす説明書 (本通達に添付の雛形 MD-6 号に従う)
- ・ 投資家の財務能力及び商品販売もしくは商品売買に関連する活動を行なう経験の証書類
- ・ 税務管理機関が発行した企業の直近 2 年間の法人税に関する義務が完了した証憑類。税務管理機関により発行された証憑類がない又は不足の場合、企業は書面にて理由を明確に述べなければならない。

2. 管轄機関は、商工省の合意を得た上で、商品販売もしくは商品売買に関連する活動を追加するために本通達に添付の雛形 GP-1 号に従い投資証明書修正に関わる営業許可証発給を行わなければならない。投資証明証上の業務内容は本通達に添付の雛形 HD-1 号に従う。

### 第 13 条 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の営業許可証の修正、追加

1. 登録した情報を修正する場合

a) 申請書類は以下のとおり。

- ・ 営業許可証の修正、追加の申請書(本通達に添付の雛形 MD-2 号に従う)
- ・ 修正内容に関する書類
- ・ 発給された営業許可証(原本)

b) 管轄機関は、本条第 1 項第 a 号に従う有効かつ十分な書類を受領した日から 10 営業日以内に新たな営業許可証(本通達に添付の雛形 GP-1 号に従う)の発給を行なうと共に旧営業許可証を回収しなければならない。

2. 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の実施内容を修正、追加する場合

a) 申請書類は以下のとおり。

- ・ 営業許可証修正、追加の申請書(本通達に添付の雛形 MD-2 号に従う)
- ・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の条件を満たす説明書 (本通達に添付の雛形 MD-6 号に従う)
- ・ 投資家の財務能力及び修正内容に関わる経験の証書類
- ・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の状況報告書(本通達に添付の雛形 BC-3 号に従う)
- ・ 税務管理機関が発行した企業の直近 2 年間の法人税に関する義務が完了した証憑類。税務管理機関により発行された証憑類がない又は不足の場合、企業は書面にて理由を明確に述べなければならない。
- ・ 発給された営業許可証(原本)

b) 書類受領機関は、申請書類を受領した日から 3 営業日以内に申請書類を審査し商工省へ当該申請書類を送付して意見を聴かなければならない。申請書類に不備のある

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

場合、書類受領機関は投資家に対し申請書類の修正、追加の提出を書面で通知しなければならない。

管轄機関は、商工省の合意を得た日から 15 営業日以内に営業許可証(本通達に添付の雛形 GP-1 号に従う)の発給を行なうと共に旧営業許可証を回収しなければならない。

#### 第 14 条 営業許可証の再発給

1. 申請書類は以下のとおり

a) 営業許可証再発給申請書(本通達に添付の雛形 MD-3 号に従う)

b) 営業許可証の一部の破損、損傷若しくは燃えた場合は営業許可証の識別が可能な原本の残り。営業許可証の全部の破損、損傷若しくは燃えた場合は公安機関が署名した営業許可証紛失確認書又は企業の理由を明確に述べた理由書。

2. 管轄機関は発給済み営業許可証の内容と全く同一の新たな営業許可証を発給しなければならない。

#### 第 15 条 他の活動の一時停止若しくは修了した後の商品販売もしくは商品売買に関連する活動の許可証の発給

1. 外資系企業が許可された活動の一時停止若しくは修了した後に、商品販売もしくは商品売買に関連する活動のみを申請する場合、管轄機関は、当該企業の活動目標の修正に関して商工省の意見を聴かなければならない。

2. 管轄機関は、商工省より意見を聴取した上で投資証明書、営業許可証の修正を行わなければならない。

### 第 3 章

#### 小売店設立許可証の発給

#### 第 16 条 小売店設立許可証の発給

1. 二店舗目以降を設立する外資系企業は、小売店設立許可証発給を申請しなければならない。小売店設立許可証発給の申請書類は以下のとおり。

a) 投資に関する法令に準拠する投資証明書又は修正の審査申請書類

b) 小売店設立許可証発給の申請書類は以下のとおり。

・ 小売店設立許可証発給申請書(本通達に添付の雛形 MD-4 号に従う)

・ 本通達第 7 条第 1 項、第 2 項に定める条件を満たす説明書

・ 本通達第 7 条に定める経済需要審査会の報告書に対する省級人民委員会の合意書

・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の状況報告書(本通達に添付の雛形 BC-3 号に従う)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 税務管理機関が発行した企業の直近 2 年間の法人税に関する義務が完了した証憑類。税務管理機関により発行された証憑類がない又は不足の場合、企業は書面にて理由を明確に述べなければならない。

2. 管轄機関は商工省の合意を得た上で小売店設立許可証を発給しなければならない(小売店設立許可証は、本通達に添付の雛形 GP-2 号に従う)。

## 第 17 条 小売店設立許可証の修正、追加

### 1. 登録した情報を修正する場合

#### a) 申請書類は以下のとおり。

- ・ 小売店設立許可証修正申請書(本通達に添付の雛形 MD-5号に従う)
- ・ 発給された小売店設立許可証(原本)

b) 管轄機関は、本条第 1 項第 a 号に従う有効かつ十分な申請書類を受領した日から 10 営業日以内に、新たな小売店設立許可証を発給すると共に旧許可証を回収しなければならない。

### 2. 小売店舗の規模を変更する場合

#### a) 申請書類は以下のとおり。

- ・ 小売店設立許可証修正、追加申請書(本通達に添付の雛形 MD-5号に従う)
- ・ 小売店舗規模の変更に関わる書類
- ・ 本通達第 7 条に定める経済需要審査会が規程する規模まで変更する場合には、経済需要審査会の報告書に対する省級人民委員会の合意書
- ・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の状況報告書(本通達に添付の雛形 BC-3 号に従う)
- ・ 税務管理機関が発行した企業の直近 2 年間の法人税に関する義務が完了した証憑類。税務管理機関により発行された証憑類がない又は不足の場合、企業は書面にて理由を明確に述べなければならない。
- ・ 発給された小売店設立許可証(原本)

b) 書類受領機関は、申請書類を受領した日から 3 営業日以内に申請書類の審査を行い、商工省に当該申請書類を送付し意見を聴かななければならない。申請書類に不備のある場合、書類受領機関は投資家に対し申請書類の修正、追加提出を書面で通知しなければならない。

商工省は、申請書類を受領した日から 3 営業日以内に書面にて権限範囲内における意見を述べなければならない。

管轄機関は、商工省の合意を得た日から 15 日以内に本通達に添付の雛形 GP-2 号に従う新たな小売店設立許可証を発給すると共に旧小売店設立許可証を回収しなければならない。

### 3. 小売店の活動内容の追加

#### a) 申請書類は以下のとおり。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 小売店設立許可証修正、追加の申請書(本通達に添付の雛形 MD-5 号に従う)
- ・ 投資家の財務能力及び修正内容に関わる経験の証書類
- ・ 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の状況報告書(本通達に添付の雛形 BC-3 号に従う)
- ・ 税務管理機関が発行した企業の直近 2 年間の法人税に関する義務が完了した証憑類。税務管理機関により発行された証憑類がない又は不足の場合、企業は書面にて理由を明確に述べなければならない。
- ・ 発給された小売店設立許可証(原本)

b) 書類受領機関は、申請書類を受領した日から 3 営業日以内に申請書類の審査を行い商工省に当該申請書類を送付し意見を聴かなければならない。申請書類に不備のある場合、書類受領機関は投資家に対し申請書類の修正、追加提出を書面にて通知しなければならない。

商工省は、申請書類を受領した日から 3 営業日以内に権限範囲内における意見を書面で述べなければならない。

管轄機関は、商工省より合意を得た日から 15 日以内に、本通達に添付の雛形 GP-2 号に従う新たな小売店設立許可証を発給すると共に旧小売店設立許可証を回収しなければならない。

#### 第 18 条 小売店設立許可証の再発給

1. 申請書類は以下のとおり。

a) 小売店設立許可証再発給申請書(本通達に添付の雛形 MD-3 号に従う)

b) 営業許可証の一部の破損、損傷若しくは燃えた場合は営業許可証の識別が可能な原本の残り。営業許可証の全部の破損、損傷若しくは燃えた場合は公安機関が署名した営業許可証紛失確認書又は企業の理由を明確に述べた理由書。

2. 管轄機関は、発給済み小売店設立許可証の内容と全く同一の新たな小売店設立許可証を発給しなければならない。

#### 第 19 条 2 店舗目以降の設立許可証の発給

1. 申請書類は以下のとおり。

・ 小売店設立許可証発給申請書(本通達に添付の雛形 MD-4号に従う)

・ 小売店の投資、活動の状況報告書

2. 管轄機関は、商工省の合意を得た上で小売店設立許可証を発給しなければならない(小売店設立許可証は、本通達に添付の雛形 GP-2 号に従う)。

### 第 4 章

#### 営業許可証、小売店設立許可証の没収

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 第 20 条 営業許可証、小売店設立許可証の没収

管轄機関は、以下の何れかの理由が発生した場合、営業許可証もしくは小売店設立許可証を没収しなければならない。

1. 商品販売もしくは商品売買に関連する活動を行なう外資系企業が法律に違反した場合。
2. 商品販売もしくは商品売買に関連する活動への投資案件を法律に則って終了した場合。
3. 管轄機関は、投資に関する法令に従い投資証明書を没収しなければならない。

## 第 5 章 報告制度

### 第 21 条 企業の報告制度

1. 商品販売もしくは商品売買に関連する活動を行なう外資系企業は、ベトナムの法律および本条第 2 項、第 3 項、第 4 項に従い、定期若しくは臨時の(管轄機関の求めに対して)報告をしなければならない。

#### 2. 輸出向け商品販売の報告

輸出許可を持つ外資系企業は、毎年 1 月 30 日までに管轄機関へ活動報告をしなければならない(本通達に添付の雛形 BC-1 号に従う)。

#### 3. 輸入品購入の報告

輸入許可を持つが販売許可を取得していない外資系企業は、毎年 1 月 30 日までに管轄機関へ活動報告をしなければならない(本通達に添付の雛形 BC-2 号に従う)。

#### 4. 総合的な報告

商品販売もしくは商品売買に関連する活動の許可を持つ外資系企業は、毎年 1 月 30 日までに管轄機関へ総合的な報告をしなければならない(本通達に添付の雛形 BC-3号に従う)。

5. 上述の報告書は、各企業の活動の事業フォローアップのために利用する。

### 第 22 条 地方管轄機関の報告

1. 管轄機関は、毎年 1 月 15 日と 7 月 15 日までの半年ごとに商工省へ商品販売もしくは商品売買に関連する活動に関する許可証の発給、再発給、修正、追加、没収の状況を報告しなければならない(本通達に添付の雛形 BC-4 号に従う)。

2. 管轄機関は商工省に対し、毎年 2 月 28 日までに商品販売もしくは商品売買に関連する活動を行なう外資系企業の活動状況に関して報告をしなければならない(本通達に添付の雛形 BC-5 号に従う)。

## 第 6 章 施行

### 第 23 条 施行責任

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 各省、中央直轄都市の 計画投資局、経済区・工業団地・輸出加工団地の管理委員会、商工局は人民委員会に対し、政令第 23/2007/ND-CP 号および本通達に従いベトナムにおける外資系企業の商品販売もしくは商品売買に関連する活動の管理を支援する責任を負う。
2. 関連組織、個人は、施行においての不明点、問題点を商工省に即ちに報告しなければならない。

## 第24条 施行効力

1. 本通達は2013年6月7日に発効する。また、本通達は、発効日以前までに許可証の発給、修正、追加、再発給を受けていない全ての企業に適用される。

2. 本通達は、ベトナムにおける外資系企業の商品販売もしくは商品売買に関連する活動に関する商法の細則を定める商業省(現、商工省)の 2007 年2月12日付政令第 23/2007/ND-CP 号施行ガイドラインを案内する 2007 年 7 月 17 日付通達第 09/2007/TT-BTM 号、および商業省 2007 年 7 月 17 日付通達第 09/2007/TT-BTM 号を改正、追加する 2008 年4月14日付商工省通達第 05/2008/TT-BCT 号に取って替わる

### 宛先:

- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関
- ・ 各省・中央直轄市の人民委員会
- ・ 国家主席事務所
- ・ 中央経済事務局
- ・ 国会事務所
- ・ 共産党書記長事務所
- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察庁
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 司法省(書類検査局)
- ・ 国家検査員
- ・ 官報掲載、政府ウェブサイト
- ・ 商工省ウェブサイト
- ・ 各商工局、計画投資局
- ・ 経済区・工業団地・輸出加工区の管理委員会
- ・ 商工省大臣、各副大臣
- ・ 各総局、部局、所属する単位
- ・ 保管:書類管理部、PC、計画部(15)

大臣の代理  
副大臣

ホー ティ キム トア

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

商工省

ベトナム社会主義共和国  
独立－自由－幸福

付録

商工省 2013 年 4 月 22 日付通達第 8/2013/TT-BCT 号に添付の雛形リスト

順序	雛型名	記号
各申請書の雛型		
1	営業許可証発給申請書	MD-1
2	営業許可証修正、追加申請書	MD-2
3	営業許可証／小売店設立許可証再発給申請書	MD-3
4	小売店設立許可証発給申請書	MD-4
5	小売店設立許可証修正、追加申請書	MD-5
6	商品販売もしくは商品売買に関連する活動の条件を満たす説明書	MD-6
各許可証の雛型		
7	営業許可証	GP-1
8	小売店設立許可証	GP-2
企業の各報告の雛型		
9	輸出向け商品販売報告	BC-1
10	輸入品購入報告	BC-2
11	企業の総合的な報告	BC-3
地方管轄機関の各報告の雛型		
12	許可証発給報告	BC-4
13	地方管轄機関の報告	BC-5
案内		
14	商品売買および商品売買に関連する活動の投資証明書に業務内容を記載する案内	HD-1
15	活動内容に基づく企業形態の分類に関する案内(地方管轄機関の報告雛型 BC-4, BC-5 号に適用される)	HD-2

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

雛型 MD-1 号: 営業許可証発給申請書

会社名:

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

営業許可証発給申請書

宛先: 管轄機関名

1. 会社名(会社名を明確に大文字で書く):.....  
投資証明書番号:..... 発給官庁:..... 発給日:.....  
本店所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....  
電話: .....Fax: .....Email: .....Website (ある場合): .....

2. 会社の法的な代表者の情報:

氏名:.....性別:.....国籍:.....  
役職:.....

.....(会社名を明確に書く)は、以下の内容で商品売買および商品売買に関連する活動の営業許可証発給を申請します。

I. 売買する商品: .....

II. 商品売買に関連する活動: .....

III. 1 店舗目の小売店設立 (小売店を設立しない場合は小売店設立なしと書く)

1. 小売店舗名称:.....
2. 所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....
3. 小売店の法的な代表者:  
氏名:.....性別:.....国籍:.....  
身分証明書番号/旅券番号: ..... 発給官庁: ..... 発給日:.....  
登録本籍地:.....  
現在の居住地:.....
4. 小売店の規模:
  - 店舗面積: .....
  - 建物の総床面積:.....
  - 商品売買を行なう面積:.....
5. 小売店の活動内容: .....

.....(会社名を明確に書く)は、以下のことを誓約します。

1. 上記の内容および本営業許可証発給申請書類が正確であることを保証する。
2. ベトナムの法令及び営業許可証上の規定を遵守する。

...年...月...日... (場所)  
会社の法的な代表者  
(署名、氏名、会社の印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

雛型 MD-2 号: 営業許可証修正、追加申請書

会社名: ベトナム社会主義共和国  
独立－自由－幸福

営業許可証修正、追加申請書  
(許可証番号:.....、第.....回目の修正)

宛先: 管轄機関名

1. 会社名(会社名を明確に大文字で書く):.....  
投資証明書番号:.....発給官庁:.....発給日:.....  
営業許可証番号:.....発給官庁:.....発給日:.....  
本店所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....  
電話: ..... Fax: ..... Email: ..... Website (ある場合):.....

2. 会社の法的な代表者の情報:  
氏名:.....性別:.....国籍:.....  
役職:.....

.....(会社名を明確に書く)は、以下の内容で商品売買および商品売買に  
関連する活動の営業許可証修正、追加を申請します。

1. 修正、追加内容:  
.....  
2. 修正、追加理由:  
.....  
3. 修正、追加の申請内容:  
.....

.....(会社名を明確に書く)は、以下のことを誓約します。

1. 上記の内容および本営業許可証修正、追加申請書類が正確であることを保証する。  
2. ベトナムの法令及び営業許可証の規定を遵守する。

...年...月...日...(場所)

会社の法的な代表者  
(署名、氏名、会社の印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

雛型 MD-3 号: 営業許可証/小売店設立許可証再発給申請書

会社名: ベトナム社会主義共和国  
独立－自由－幸福

営業許可証/小売店設立許可証再発給申請書  
(許可証番号:.....)

宛先: 管轄機関名

1. 会社名(会社名を明確に大文字で書く):.....  
投資証明書番号:.....発給官庁:.....発給日:.....  
営業許可証/小売店設立許可証番号:.....発給官庁:.....発給日:.....  
本店所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....  
電話: ..... Fax: .....Email: .....Website (ある場合):.....

2. 会社の法的な代表者の情報:  
氏名:.....性別:.....国籍:.....  
役職:.....

.....(会社名を明確に書く)は、以下の理由で営業許可証/小売店設立許可証再発給を申請します。

1. ....
2. ....

.....(会社名を明確に書く)は、以下のことを誓約します。

1. 上記の内容および本営業許可証/小売店設立許可証再発給申請書類が正確であることを保証する。
2. ベトナムの法令及び営業許可証/小売店設立許可証の規定を遵守する。

...年...月...日...(場所)

会社の法的な代表者  
(署名、氏名、会社の印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 雛型 MD-4 号:小売店設立許可証発給申請書

会社名: ベトナム社会主義共和国  
独立－自由－幸福

### 小売店設立許可証発給申請書

#### 宛先:管轄機関名

1. 会社名(会社名を明確に大文字で書く):.....  
投資証明書番号:.....発給官庁:.....発給日:.....  
営業許可証番号(ある場合):..... 発給官庁:.....発給日:.....  
本店所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....

#### 2. 会社の法的な代表者の情報:

氏名:.....性別:.....国籍:.....  
役職:.....  
身分証明書番号/旅券番号:.....発給官庁:.....発給日:.....

3.全国に設立された小売店舗一覧(第一号店からの設立年月日順、小売設立許可証の番号、発給日、店舗の所在地、土地面積、建物の総床面積、商品売買を行なう面積等を含む小売店舗一覧を作成する)

.....(会社名を明確に書く)は、以下の内容で小売店(.....店舗目)設立許可証発給を申請します。

1. 小売店舗名(会社名を明確に大文字で書く):.....

2.所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....

#### 3. 小売店舗の法的な代表者:

氏名:.....性別:.....国籍:.....  
身分証明書番号/旅券番号:.....発給官庁:.....発給日:.....  
登録本籍地/滞在地:.....  
現在の居住地:.....

4. 設立申請する小売店舗の順序(この順序は、全国にすでに設立された小売店舗の続き番号とする)

#### 5. 小売店の規模:

・ 店舗の面積:.....

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 建物の総床面積.....
- ・ 商品売買を行なう面積:.....

6. 小売店の活動内容: .....

.....(会社名を明確に書く)は、以下のことを誓約します。

1. 上記の内容および本小売店設立許可証発給申請書類が正確であることを保証する。
2. ベトナムの法令及び小売店設立許可証の規定を遵守する。

...年...月...日...(場所)

会社の法的な代表者  
(署名、氏名、会社の印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

雛型 MD-5: 小売店設立許可証修正、追加申請書

会社名: ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

小売店設立許可証修正、追加申請書  
(小売店設立許可証番号:.....)

宛先: 管轄機関名

1. 会社名(会社名を明確に大文字で書く):.....  
投資証明書番号:.....発給官庁:.....発給日:.....  
営業許可証番号(ある場合):.....発給官庁:.....発給日:.....  
本店所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....

2. 会社の法的な代表者の情報:  
氏名:.....性別:.....国籍:.....  
役職:.....

.....(会社名を明確に書く)は、以下の内容で小売店(.....店舗目)設立許可証の修正、追加を申請します。

1. 修正、追加内容:  
.....  
.....
2. 修正、追加理由:  
.....
3. 修正、追加の申請内容:  
.....

.....(会社名を明確に書く)は、以下のことを誓約します。

1. 上記の内容および本小売店設立許可証修正、追加申請書類が正確であることを保証する。
2. ベトナムの法令及び小売店設立許可証の規定を遵守する。

...年...月...日...(場所)

会社の法的な代表者  
(署名、氏名、会社の印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 雛型 MD-6 号:商品販売もしくは商品売買に関連する活動の条件を満たす説明書

会社名: **ベトナム社会主義共和国**  
**独立－自由－幸福**

---

### 商品販売もしくは商品売買に関連する活動の条件を満たす説明書

#### I. 市場開放に関する条約に適合する説明の案内

##### 1. 外国投資家の国籍:

外国投資家は、設立登録地(外国投資家が組織である場合)、国籍(外国投資家が個人である場合)に基づき、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に定めた国、地域一覧に該当するか判断する。また、その条約において、ベトナムが商品販売もしくは商品売買に関連する活動の市場開放に関して誓約した条項があること。

##### 2. 投資形態

外国投資家は、関連法令および商業省(現、商工省)の 2007 年 5 月 21 日付決定第 10/2007/QD-BTM 号に添付の付録第 1 号に定められた商品売買および商品売買に関連する活動に関わる実施ロードマップ、投資形態に基づき自ら投資形態と投資分野の適合性を評価する。

#### II. 商品販売の条件を満たす説明内容(許可を申請する場合)

##### 1. 経営商品

輸出入、販売を申請する外国投資家は、商品グループの名称若しくは商品の名称および HS コードを含む品目を作成し、関連法令および商業省の決定第 10/2007/QD-BTM 号に添付の付録第 2 号、3 号、4 号に定められた輸出入、販売の実施ロードマップ、品目に基づき経営商品と市場解放ロードマップの適合性を評価する。

##### 2. 活動範囲

外国投資家は、ベトナムにおける外資系企業の商品売買および商品売買に関連する活動に関する商法の細則を定める 2007 年 2 月 12 日付政府の政令第 23/2007/ND-CP 号(以下政令第 23/2007/ND-CP 号という)、商法、関連法令に従い輸出入、販売(小売、卸売、小売店設立、フランチャイズ、売買代理店設立を含む)の実施に関して説明する。具体的な内容は以下のとおりである。

a) 輸出入の手段、および輸出入、販売を実施するための国内購入の手段について説明する。特に、輸出入品に対する通関申告手続きおよび国内購入品に対する購入手続きを明確に述べなければならない。

##### b) 輸出入、販売実施の過程

- ・ 輸出実施過程

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

輸出用商品購入店舗設立禁止の規定に従い、販売者より商品の受け取りから輸出手続きの完了までの手順を説明する。

- ・ 輸入実施過程

販売又は販売チェーン店設立禁止の規定に従い、輸入手続きの完了から購入者への納品までの手順を説明する。

- ・ 販売実施過程

販売用輸入品に対し、輸入手続きの完了から購入者への納品までの手順を説明する。また、販売用国内購入品に対し、販売者より商品の受け取りから購入者への納品までの手順を説明する。消費用販売商品に対し、販売手段を説明する。

c) 目標市場、コンセプト

d) 倉庫、保管場所に関する条件(環境衛生、安全に関わる対策の提案)

d) 営業条件

営業制限若しくは条件付の輸出品、輸入品、販売品に対し、外国投資家は法令に従って各条件を満たす内容を述べなければならない。

3. 市場進出、開発能力

### III. 商品売買に関連する活動の条件を満たす説明内容(許可を申請する場合)

#### 1. 営業活動

外国投資家は、政令第 23/2007/ND-CP 号、関連法令、ベトナムが WTO に加盟したときの商業サービスに関する誓約内容に従って、自ら営業活動と市場開放ロードマップの適合性を判断する。

#### 2. 活動範囲

外国投資家は、政令第 23/2007/ND-CP 号、商法、ベトナムが WTO に加盟したときの商業サービスに関する誓約内容に従って、商品売買に関連する活動に関わる申請内容を明確に述べる。特に次に掲げる事項を具体的に述べる必要がある。

- ・ 営業活動の CPC コード(国連の重要商品、サービスの分類コードに従う)。
- ・ 営業活動の内容(性質、特色、実施手順を述べる)
- ・ 目標市場、コンセプト
- ・ 営業条件に関わる問題

営業制限若しくは条件付の輸出品、輸入品、販売品に対し、外国投資家は法令に従って各条件を満たす内容を述べなければならない

3. 市場進出、開発能力

### IV. その他

1. ベトナムにおけるパートナーを見つけた外国投資家は、パートナーとの現行の関係を明確に述べると共に、営業許可取得後のその関係の変更および今後の予見される矛盾、紛争の解決に関して提案しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. ベトナムにおける駐在員事務所若しくは支店を設立した外国投資家は、駐在員事務所、支店の活動状況を報告すると共に営業許可取得後の活動について提案しなければならない。

3. 要求に応じるその他の内容(ある場合)。

…年…月…日…(場所)

会社の法的な代表者  
(署名、氏名、会社の印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

雛型 GP-1 号:営業許可証

許可証発給機関名

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

営業許可証  
番号:.....

初回発給: .....年...月...日  
修正...回目: .....年...月...日

会社名(会社名を明確に大文字で書く):.....  
投資証明書番号:..... 発給官庁:.....発給日:.....  
本店所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....

述上の会社は、以下の内容で商品売買および商品売買に関連する活動を実施することができる。

I. 営業活動(認められる営業活動内容を書く)

順番	内容
1	輸出許可を得た商品:
2	輸入許可を得た商品:
3	販売許可を得た商品:
4	商品売買に関連する活動:
5	.....

II. 小売店舗(小売店を設立しない場合は、小売店設立なしと書く。小売店を設立する場合は、以下のとおり小売店舗一覧を作成する)。

1. 一店舗目の情報(1番)

小売店舗名(小売店舗名を明確に大文字で書く):.....  
所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....  
小売店舗の法的な代表者の情報:  
氏名:.....性別:.....国籍:.....  
登録本籍地/滞在地:.....  
現在の居住地:.....  
小売店の規模:  
・ 土地面積:.....  
・ 建物の総床面積.....  
・ 商品売買を行なう面積:.....

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 小売店の活動内容:.....

## 2. 二店舗目情報

小売店舗名(明確に大文字で書く):.....

所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....

小売店の規模:

- ・ 土地面積:.....
- ・ 建物の総床面積.....
- ・ 商品売買を行なう面積:.....
- ・ 小売店の活動内容:.....

## 3. 三店舗目の情報(2店舗目と同じように書く):

.....

III. 本許可証の有効期限は発給日から.....年.....月.....日までとする。

IV. 本許可証は2通(原本)を作成し、1通を.....(会社名)へ渡し、1通を.....(発給機関名)で保管するものとする。

発給機関の責任者  
(署名、氏名、印)

宛先:

- ・ 商工省
- ・ 商工局

営業許可証番号の書き方:

- ・ 営業許可証番号は投資証明書の番号および「- KD」を含む。
- ・ 例:投資証明書番号が 411002200001 であれば、営業許可証番号は 4110022000001 - KD とする。

許可証発給機関名

ベトナム社会主義共和国  
独立－自由－幸福

小売店設立許可証  
番号:.....

初回発給: .....年...月...日  
修正...回目: .....年...月...日

会社名(会社名を明確に大文字で書く):.....  
投資証明書番号:..... 発給官庁:..... 発給日:.....  
営業許可証番号(ある場合):..... 発給官庁:..... 発給日:.....  
本店所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....

上記の会社(会社名)は、以下の内容で小売店設立(.....店舗目)が認められる。

1. 小売店舗名(小売店舗名を明確に大文字で書く):.....
2. 所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....
3. 小売店舗の法的な代表者の情報:  
氏名:.....性別:.....  
生年月日:..... 国籍:.....  
身分証明書番号/旅券番号:..... 発給官庁:..... 発給日:.....  
登録本籍地/滞在地:.....
4. 小売店の規模:
  - ・ 土地面積:.....
  - ・ 建物の総床面積.....
  - ・ 商品売買を行なう面積:.....
  - ・ 小売店の活動内容:.....
5. 小売店の活動内容:.....
6. 本許可証の有効期限は発給日から...年...月...日までとする。
7. 本許可証は 2 通(原本)を作成し、1 通を.....(会社名)へ渡し、1 通を.....(発給機関名)で保管するものとする。

発給機関の責任者

宛先:

- ・ 商工省
- ・ 商工局

(署名、氏名、印)

小売店設立許可証番号の書き方:

- ・ 許可証番号は、投資証明書の番号、「- CSBL」、設立申請する小売店舗の順序を含む。
- ・ 例:投資証明書番号は 411002200001 であれば、3 店舗目の設立許可証番号は 4110022000001 - CSBL03 とする。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 雛型 BC-1 号:輸出向け商品販売報告

会社名

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福

No. .... / BC

...年...月...日... (場所)

### 輸出向け商品販売の報告

宛先: 管轄機関名

#### I. 輸出実施企業の情報

1. 会社名 (明確に大文字で書く) :.....  
投資証明書番号:.....発給官庁:.....発給日:.....  
営業許可証番号 (ある場合):.....発給官庁:.....発給日:.....  
実際の業務内容:.....  
主な事業: .....

本店所在地: (.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く) :.....

電話: ..... Fax: ..... Email: ..... Website (ある場合):.....

#### 2. 会社の法的な代表者の情報:

氏名:.....性別:.....

役職:.....

#### II. 輸出向け商品販売の情報

順序	業者名	タックスコード	価値(VND)	数量
A 商品				
1	A 株式会社			
2	B 有限会社			
	.....			
合計				
B 商品				
1	A 株式会社			
	.....			
合計				

..... (会社名) は、本報告の内容が正確であることを保証する。相違があった場合は法令に従い責任を負う。

...年...月...日... (場所)  
会社の法的な代表者  
(署名、氏名、会社の印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

雛型 BC-2 号:輸入品購入報告

会社名

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福

No. .... /BC

...年...月...日... (場所)

輸入品購入の報告

宛先: 管轄機関名

I. 輸入実施企業の情報

1. 会社名 (明確に大文字で書く):.....  
投資証明書番号:.....発給官庁:.....発給日:.....  
営業許可証番号(ある場合):.....発給官庁:.....発給日:.....  
実際の業務内容:.....  
主な事業: .....

本店所在地:(....省....地区....町....番まで具体的に書く):.....

電話: ..... Fax: .....Email: .....Website (ある場合):.....

2. 会社の法的な代表者の情報:

氏名:.....性別:.....

役職:.....

II. 輸入品購入の情報

順序	業者名	タックスコード	品目	価値(VND)
1	A 有限会社			
2	B 株式会社			
	.....			

.....(会社名)は、本報告の内容が正確であることを保証する。相違があった場合は法令に従い責任を負う。

...年...月...日... (場所)

会社の法的な代表者  
(署名、氏名、会社の印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

雛型 BC-3 号:企業の総合的な報告

会社名  
No. .... /BC

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福

商品売買および商品売買に関連する活動の報告  
宛先: 管轄機関名

企業の概要

1. 会社名(明確に大文字で書く):.....  
投資証明書番号:.....発給官庁:.....発給日:.....  
営業許可証番号(ある場合):.....発給官庁:.....発給日:.....  
実際の業務内容:.....  
主な事業: .....
- 本店所在地:(.....省.....地区.....町.....番まで具体的に書く):.....  
電話: ..... Fax: ..... Email: ..... Website (ある場合):.....
2. 会社の法的な代表者の情報:  
氏名:.....性別:.....国籍:.....  
役職:.....

I. 輸出実施状況

順序	品目	金額(USD)	総購入量の割合	備考
1	農産物: ・ コーヒー ・ 胡椒 ・ .....			
2	産業製品			
....	.....			
合計(USD)				

II. 輸出及び販売するために輸入する状況

順序	品目	金額(USD)	備考
1	製造用商品 (機械、設備、機器、部品、原材料、部材等)		
2	消耗品		
合計(USD)			

III. 小売店の販売状況

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

順序	小売店舗名	売上(VND)	備考
1	一店舗目(No. 1)		
2	二店舗目(No. 2)		
....	.....		
合計			

IV. 輸出入活動のまとめ(商品売買および商品売買に関連する活動を含む多くの業種を実施する許可を得た企業のみ適用する)。

項目	活動の内容	品目	金額(USD)
輸出	自ら生産した製品を輸出する		
	他のベトナムにおける企業により生産された製品を購入して輸出する。		
	自ら輸入した製品を輸出する。		
	他の企業が輸入した製品を購入して輸出する		
合計(USD)			
輸入	自らの加工、生産のために輸入する。		
	輸出及び販売するために輸入する。		
合計(USD)			

#### V. 営業実績

順序	項目	金額(VND)
I. 売上		
1	総売上	
2	売買活動の売上	
3	販売活動の売上	
4	商品売買に関連する活動の売上	
5	生産活動の売上(ある場合)	
6	その他の営業活動の売上(ある場合)	
II. 実績		
7	総合的な実績(黒字/赤字)	
8	商品売買に関わる実績(黒字/赤字)	

.....(会社名)は、本報告の内容が正確、忠実であることを保証する。相違があった場合は法令に従い責任を負う。

...年...月...日...(場所)

会社の法的な代表者  
(署名、氏名、会社の印)

宛先:

- ・ 商工省
- ・ 商工局
- ・ 関連機関

許可証発給機関名

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福

...年...月...日...

宛先: 商工省

商品売買および商品売買に関連する活動の営業許可証の発給、修正、追加、没収の報告  
(.....年...月...日～.....年...月...日)

1. 許可証発給の状況

分野	企業名	定款資本金/ 資本金	国籍
輸出、輸入			
販売 ・ 卸売 ・ 小売 ・ 小売店舗			
その他の活動 ・ 商取引の評価 .....			

2. 許可証の修正、追加の状況

分野	企業名	資本金	国籍	修正、追加内容
輸出、輸入				
販売 ・ 卸売 ・ 小売 ・ 小売店舗				
その他の活動 ・ 商取引の評価 .....				

3. 許可証没収の状況

分野	企業名	資本金	国籍	没収理由
輸出、輸入				
販売				

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売</li> <li>・ 小売</li> <li>・ 小売店舗</li> </ul>				
<b>その他の活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商取引の評価</li> <li>.....</li> </ul>				

4. 商品売買および商品売買に関連する活動の許可証発給のまとめ

順序	業種	発給済み許可証の件数			申請書類の件数
		蓄積件数(I)	新規件数(II)	発給済みの合計(I+II)	審査済み申請書類(新規案件)
1	輸出、輸入を実施する企業				
2	商品売買および商品売買に関連する活動を実施する企業				
3	輸出、輸入の実施及びその他の営業活動を行う企業				
4	商品売買および商品売買に関連する活動、および、その他の営業活動を行う企業				
合計					

5. 提案及び意見

許可証発給機関の責任者  
(署名、氏名、会社の印)

宛先:

- ・ 商工局
- ・ 関連機関

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

雛型 BC-5号:地方管轄機関の報告

許可証発給機関名

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福

...年...月...日...

宛先: 商工省

商品売買および商品売買に関連する活動を実施する外資系企業の  
活動状況

(.....年...月...日～.....年...月...日)

順序	企業名	金額		営業実績	
		輸出	輸入	黒字(VND)	赤字(VND)
I. 輸出、輸入を実施する企業の活動状況					
1	A 有限会社				
...	....				
合計					
II. 商品売買および商品売買に関連する活動を実施する企業の活動状況					
1	B 有限会社				
...	....				
合計					
III. 輸出、輸入およびその他の営業活動を実施する企業の活動状況					
1	C 株式会社				
...					
合計					
IV. 商品売買および商品売買に関連する活動およびその他の営業活動を実施する企業の活動状況					
1	D 株式会社				
...	...				
合計					
総合計(I+II+III+IV)					

提案および意見

許可証発給機関の責任者

(署名、氏名、会社の印)

宛先:

- ・ 商工局
- ・ 関連機関

### 投資証明書に商品売買および商品売買に関連する活動の業務内容を記載する案内

1. 第 10 条第 1 項、第 10 条第 1 項第 a 号、第 11 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 11 条第 3 項第 a 号に定める投資証明書(営業許可証)を発給するにあたり、当該投資証明書(営業許可証)の業務内容の書き方は次のとおりに定められる。

業務内容については「商品売買および商品売買に関連する活動の実施」を総括的に記載するが、以下の内容を具体的に述べなければならない。

- ・ 輸出の場合の品目若しくは HS コードが付く品目を書く。
- ・ 輸入の場合の品目若しくは HS コードが付く品目を書く。
- ・ 販売の場合の品目若しくは HS コードが付く品目を書く。

2. 第 10 条第 2 項第 b 号、第 11 条第 3 項第 b 号、第 12 条に定める投資証明書の修正と共に営業許可証の発給を行なう場合、当該投資証明書の業務内容の書き方は次のとおりに定められる。

業務内容については「商品売買および商品売買に関連する活動の実施。内容は営業許可証に準じる」ということを記載する。

活動内容に基づく企業形態の分類に関する案内  
(地方管轄機関の報告雛型 BC-4, BC-5 号に適用される)

1. 輸出、輸入を実施する企業とは、他の業務を行わず輸出及び輸入に関わる活動のみを行なう企業をいう。
2. 商品売買および商品売買に関連する活動を実施する企業とは、補助的な活動がある、ないに関わらず輸出、輸入を実施する企業、及び他の業務活動に係らず、政令第 23/2007/ND-CP 号に従う商品売買に関連する活動を実施する企業をいう。
3. 輸出、輸入及び他の業務活動を実施する企業とは、商品売買および商品売買に関連する活動をせずに輸出、輸入を実施する企業をいう(政令第 23/2007/ND-CP 号に従う)。
4. 商品売買および商品売買に関連する活動並びに他の業務活動も実施する企業とは、補助的な活動が付く又は付かない輸出、輸入、販売を実施すると共に他の業務を実施する企業をいう(政令第 23/2007/ND-CP 号に従う)。